

日記から判明する東儀文均と辻近陳の稽古対象者の違い —嘉永・安政年間の三方楽所在京楽人の動向に関する一考察—

南 谷 美 保

遅くとも江戸時代後期には、雅楽を趣味として嗜む人びとが武家のみならず富裕な町人階級にも拡大し、三方楽所楽人の中には、このような人々の指導に積極的に関与する楽人がいたことを、すでに筆者は明らかにしてきた。すなわち、三方楽所天王寺方在京楽人であった東儀文均の日記『楽所日記』に記された文均の日常からは文均が三方楽所楽人としての公務以外に、公家や専門職としての雅楽演奏家ではない、いわゆる「素人弟子」とされる一般の人々への雅楽指導に多くの時間を割いていたという状況が明らかになったが、このような生活形態が当時の三方楽所楽人のすべてに共通するものであったのかどうかについても明らかにする必要がある。

そこで、以下においては、文均の『楽所日記』と同時代の三方楽所南都方在京楽人の辻近陳の日記を比較し、嘉永・安政年間の京都において三方楽所楽人として活動していたこの両者において、公務以外の場における宮家および公家、そしてそれ以外の階層の人々への楽の指導の在り方にどのような相違があったのかを明らかにした。その結果、同じ三方楽所楽人であっても、宮家および公家階層に属する人々だけの指導に関わった場合と、「素人弟子」への指導も行っていたかの違いにより個々の楽人の日常生活の多忙さはかなり異なり、また、このような楽の指導の在り方の相違による謝礼の違いも大きな収入の差を生み出していたことが分かった。

キーワード：東儀文均、辻近陳、三方楽所、素人弟子、江戸時代

1 はじめに

筆者は、在京天王寺方楽人東儀文均の日記である『楽所日記』¹⁾の記事に基づき、天保15(1844・弘化元)年以降明治5(1872)年に至るまでの三方楽所の一員としての東儀文均の動向を明らかにするという作業を継続してきたが、その過程で明らかになったこととしては以下のことがあった²⁾。

- 1) 国会図書館所蔵。全37巻のうち第30巻までが天保15年から明治5年までの東儀文均の日記、残りの巻は、文均が三方楽所の老分職にあった期間の職務記録である。
- 2) 以下述べるような江戸時代後期の三方楽所楽人による雅楽演奏指導活動については、すでに、西山松之助による『家元の研究』(西山松之助著作集第一巻、1982年、吉川弘文館)第4章、第1節「雅学の家元制度」においても論じられている。また、筆者による関連する関連論文としては以下のものがある。「江戸時代における雅楽の伝播－三方楽所楽人と雅楽愛好家との交流を例として－」(『四天王寺国際仏教大学短期大学部紀要』第34号、1994、pp.146-175)、「江戸時代の武家と雅楽－江戸時代の雅楽を支えた一要素として－」(『四天王寺国際仏教大学短期大学部紀要』第36号、1996、pp.1-31)、「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク－東儀文均の『楽所日記』嘉永六年の記録より見えるもの－」(『四天王寺国際仏教大学紀要』第40号、2005、pp.21-43)、「維新期の三方楽所を取り巻く環境－東儀文均の『楽所日記』に基づく考察－」(『四天王寺大学紀要』第46号、2008、pp.315-342)など。

1) 東儀文均は、平等寺因幡堂西坊（京都）および本法寺（京都）関係の諸寺院をはじめとする寺社関係者および嶋田、水嶋、鳩居堂熊谷など町人階層の中でも富裕な商人を中心とする複数の弟子を持ち、その中には、文均から定期的な稽古を受ける者もいた。文均の日記『楽所日記』の記述で見る範囲では、稽古の形態は、個人レッスンの場合もあったが、多くの場合、弟子たちは「素人社中」と記される演奏グループを形成し、稽古の場には複数のメンバーが集り、そこへそれぞれ三管を分担する三方楽所楽人3名よりなる指導者が訪問して指導を行うという形で行なわれていた。『楽所日記』の記事からは、京都では、先に挙げた因幡堂西坊が、文均の「素人社中」の一つの拠点となっていたことがわかる³⁾。地方でも、名古屋の淨信寺をはじめとする文均の弟子たちによる複数の地域拠点が存在した⁴⁾。弟子たちは、雅楽稽古を希望する者を社中のメンバーに加え、新たな入門希望者を文均に紹介し、正式に弟子入りをさせるなどした。

2) 反面、文均は、楽奉行である四辻家以外の公家との交流はさほど盛んではなかったようである。ただし、南都楽所との関係により一乗院宮（後の青蓮院宮、『楽所日記』でも、座主宮、栗田宮などとその時々で表記が異なる）とは交流関係が形成され、さらに、嘉永7年以降、裏辻家とも楽の稽古を通じて親密な関係が形成された。また安政5年以降は北大路家、慶応2年以降は西大路家の子息の楽の指導にもあたることになった。このほか、「禁中御楽始」等に際しての臨時の稽古などのために、今出川家にも出入りしていた。また、妙音天への奉納楽演奏のために、西園寺家、廣橋家に参殿することもあるなど、文均と宮家や公家との交流は少なかったとはいえ、全く交流がなかったわけではない。

3) 1) でも述べたように、文均の弟子は京都在住に限らず、地方在住者も多かった。特に、美濃・尾張地方在住の弟子たちの指導のために、文均が出張稽古に出掛けることもあった。さらに、嘉永6年には、江戸まで、武家を中心とした雅楽愛好家の指導のために下向し、その際に、遠藤但馬守の子息が文均に入門したことに伴い、文均の帰京の際には、その「手次」として

3) 『平安人物誌』嘉永5年版の「楽」の項に、因幡堂西坊糀義鎮の名が挙がっている。また同書には、『楽所日記』における記載事項から文均と交流関係があったと思われる松原法宣寺、奥村、山本梅逸、水島（文均は水嶋と表記）、高畠富美子（文均は、高畠富子あるいは高畠と記載）の名が挙げられている。さらに、同書の慶応3年版に記載される藤重とも、文均は交流があった。『楽所日記』の記事によれば、文均は、このうちの奥村、山本、水島とは、稽古を通じての接触が頻繁にあったと推測され、文均が当時、京において雅楽を深く嗜む人としてその名の知られていた人々が主催する楽会に参加していただけでなく、その一部を指導していたことが分かる。

4) 名古屋淨信寺が名古屋における雅楽活動拠点となっていたことについては、西山松之助の注2前掲書においても述べられている。このほかに、やはり松山氏も触れている美濃高須の吉田家など、文均の弟子たちによる複数の拠点が京都以外の地域にも存在した。なお、弟子が社中を形成していたのは、文均に限られたことではなく、『楽所日記』には、嘉永3年5月10日条に「河州方素人門人楽会」とする記事があり、東儀河内守文静も、いわゆる「素人弟子」、門人を複数名持っていたことが分かり、彼らが集まって楽会を開催していることから、社中を形成していたと推測され、少なくとも、当時の三方楽所のうち、天王寺方在京楽人の複数名のもとでは、このような弟子グループの形成が行われていたと考えられる。

山田元三郎が同行することとなる。山田は、京都の文均の家に下宿しながら、14ヶ月にわたる雅楽の指導を受けた後に江戸に戻る。

- 4) これらの京都以外の地に在住する弟子たちは、その地域で新たに雅楽を学びたいと希望する人物を文均に紹介したほか、すでに述べたように、「社中」を形成するなどしてその地域での雅楽演奏に関与し、指導拠点を形成していた。なお、地方からの入門希望者については、その入門希望者が稽古を希望する楽器により、文均が仲介者となつてしかるべき楽人のもとへの入門の紹介を行う場合もあり、箏の入門希望者については、四辻家への入門を仲介した。
- 5) 弟子の求めに応じて、文均は雅楽の譜面を送付するほか、簞篥の舌の材料となる葦や楽箏の爪などを送るなどして、地方での雅楽演奏活動の継続に必要な援助を行っていた。加えて、地方在住者が希望する雅楽器の入手の仲介や、三方楽所楽人が楽器の売却を希望する場合にも、これらの雅楽器の受け入れ先への打診や仲介を行うこともあった。
- 6) 上記の活動は、文均にとっては、いずれも謝礼などの形での現金収入の機会となるものであり、三方楽所楽人としての職務によって得る御扶持および楽所領知行などの定期収入に加えての貴重な収入源となっていた⁵⁾。

以上のように、『楽所日記』に残される東儀文均の日々の記録からは、文均は、京都在住の寺社関係者および富裕層の商人、さらには、地方在住の寺社関係者および武家から町人階層の富裕層に属すると思われた人々との交流活動に積極的に関与し、こうした人々への雅楽指導、いわば「雅楽の師匠」としての活動範囲を拡大させることで、結果的に多忙な日々を送ることとなり、かつこのような指導活動に関連する収入が、その生活基盤を支える大きな要素となっていたと推測できることを紹介してきた。

ここから生じた疑問として、『楽所日記』においては、文均と公家階級の人々との交流がさほど多くは記録されていないが、それは、他の三方楽所楽人においても同様であったのであろうかということ、また、地下官人として三方楽所楽人の公務に加えての、寺社関係者や武家および町人階層に対する雅楽演奏指導を行なうこと、つまり、「雅楽の師匠」としての活動が中心となるような生活のあり方が、当時の三方楽所楽人に共通して見られる生活形態であったのだろうか、ということがある。つまり、在京天王寺方⁶⁾の一人としての東儀文均の記録から

-
- 5) これも筆者による関連論文としては、「三方楽所楽人による知行所支配について－弘化・嘉永年間を中心とした考察－」(『四天王寺大学紀要』第48号、2009、pp.171-200)、「三方楽所勘定帳不算の一件について－『楽所日記』安政年間の記事から見る三方楽所－」(『四天王寺大学紀要』第49号、2010、pp.305-324)などがある。
 - 6) 三方楽所の天王寺方は、大坂に留まった「在天」と京都在住の「在京」に分かれ、南都方も同じく南都に留まった家を「在南」、京都在住の家を「在京」と称した。「在天」および「在京」、「在南」および「在京」の家はそれぞれ固定されており、三方楽所楽人としては代々京都居住の楽家と本拠地居住の楽家に分かれたが、天王寺方、南都方ともに、それぞれの本拠地である四天王寺や春日大社などの楽儀がある際には、天王寺方、南都方の在京楽家は、楽奉行四辻家への届け出により許可を得て本拠地に下向した。また、京都での楽儀のためには、「在天」、「在南」の楽人たちも、本拠地より上京してその任務を果たした。

明らかになった前述の1)から6)にまとめたような日々の生活の状況が、文均と同時代の三方楽所在京楽人に共通してみられるものであったのかどうかについて、明らかにする必要があるのではないかということである。

この点を明らかにするためには、東儀文均に同じく京都在住の三方楽所楽人が『楽所日記』の記事と同じ時期に残した記録と、『楽所日記』に記載された内容との比較を行う必要があると考える。しかしながら、江戸時代の三方楽所楽人の日々の生活記録は、さほど多くは現存していない。在京楽人の手になる比較的まとまった日記史料としては、『楽所日記』のほかには、同じく国会図書館が所蔵する『楽所録』⁷⁾があるが、この『楽所録』は、『楽所日記』のように、一人の楽人が長く書き継いだ日記および記録により構成されるものではなく、在京南都方楽家辻家庶流の楽人により代々書きつがれた複数の楽人の個人日記および三方楽所関係の記録から構成されるものである。これらのうちの三方楽所関係の記録は比較的まとまっているものの、天明9(1789)年から残される個人日記の巻々は、享和から文化文政年間は比較的連続した記録が残ってはいるが、天保15(1844)年からの記録が残される『楽所日記』と重なる時期については、欠落している年や、部分的な欠落のある巻が多く、一年を通じての完全な記録が、それも数年に渡って残っている部分はほとんどない。

『楽所日記』と重なる『楽所録』の日記の巻は、第42冊「近信日記」(弘化3年・1846)およびその子息である「近陳日記」の第43冊(嘉永4年・1851)、第44冊(嘉永6年)、第45冊(嘉永7年)、第46冊(万延2年・1861)、第47冊(安政4年・1857)、第48冊(文久3年・1863)である。ただし、嘉永年間の「近陳日記」については、通年の記録が残っている巻はなく、第43冊の嘉永4年の巻では1月から11月28日までの記録が残されるものの、嘉永5年分は現存せず、第44冊の嘉永6年分については1月から3月11日までの記録のみ、第45冊の嘉永7年分については1月から10月21日までの記録だけが残されているという状態である。安政年間については、安政4年の巻だけがのこされている。

このように、文均と近陳が残した日記で現存するもののうちでは、記録された時期が重なる部分はさほど多くはないが、嘉永4年の巻および安政4年の巻については、両者の比較が可能なのではないかと考え、これらにさらに、『楽所録』の第42冊「近信日記」の巻なども参考として用いることで、嘉永・安政年間の東儀文均と辻近陳の日常生活のあり方についての比較が可能となるのではないかと予測し、その検証を行うこととした。については、以下では東儀文均の『楽所日記』嘉永4年・安政4年の巻と『楽所録』の第43冊「近陳日記」嘉永4年・安政4年の巻にのこされた記録を中心に、東儀文均と辻近陳との日常生活のありかた、特に、雅楽の指導をめぐっての三方楽所楽人以外の人々との交流関係について、その比較を行い、その相違について明らかにすることを通じて、この時期の三方楽所楽人の動向の一端について考察するものとしたい。

7) 全101冊よりなる記録で、第1冊から第48冊までが辻家庶流の楽人の日記、第49冊から第75冊までが三方楽所関係の記録、第76冊から第79冊までが日光楽人関係の記録、第80冊から第92冊までが三方楽所楽家の家伝、第93冊から第101冊までがその他の記録となっている。

2 東儀文均と辻近陳

すでに述べたように、『楽所録』中の「近陳日記」のうち、嘉永・安政年間の巻では、嘉永4年分のみにこの年11月までの記録が残される以外は断片的なものしか現存せず、安政年間では安政4年の巻だけが残されている。したがって、嘉永年間では嘉永4年の日記のみが、文均と近陳との生活状況の比較検討が可能な記録といえるが、文均は、同年5月8日より7月5日まで、美濃・尾張方面への主張稽古のため京都を留守にしたために、この期間の『楽所日記』の記事は、日常の生活状況の記録とはなっておらず、さらに、「近陳日記」では同年の12月分が欠落する状態であるために、一年を通じての比較は出来ない。安政年間については、安政4年分の日記のみが両者ともに完全な形で残っているので、この年については通年の比較が可能となる⁸⁾。

さて、東儀文均は、嘉永4年の時点で41歳、持管は簞篥である。南都方の南楽家の芝家の出身であったが、在京天王寺樂家の東儀家に養子に迎えられ、その後、この東儀家とは別のやはり在京の東儀家の一家を継いだ樂人である。文均は、その次男直温に自分の生家である芝家を継がせることで一時断絶した芝家の一家を再興し、さらには、三男光利を、窪家の分家である久保家の養子とした。文均は、天王寺樂人として東儀姓を名乗り、三方樂所天王寺方の一員として活動しながらも、自身が芝家の出身であり、かつこのように、いずれその息子たちに南都方の芝家および久保家を継がせようと考えていたためか、芝家を中心として南都方樂家との交流をそれなりに保っていたために、南都方辻家に属する近陳との接点も全く無いわけではなかった。さらには、文均家、近陳家ともに、それぞれ天王寺、南都という本拠地を離れて京都にて演奏活動を行う在京樂家としての共通点も多かったのではないかとも推測されるため、文均の日記と辻近陳の日記とを比較する意味はあるのではないかと考える。

一方の辻近陳は、持管は笙、嘉永4年の時点で27歳と若輩ながら、すでに弘化4(1847)年に父親である近信を亡くし、文均とは年齢の差はあるものの、三方樂所内では、辻家庶流の一樂家の当主として、文均に同様の立場にあった。近陳もすでに結婚しており⁹⁾、その弟に則察と近範がいた。このうち則察は、「近範日記」の記事からは近範と同居していたように見受けられる。ただし、この則察は、辻家庶流家の次男でありながら、弘化2年に没した辻則是の跡取りとして在京南都方辻家本家を相続していたため¹⁰⁾、近陳は、同居の弟を本家の当主として扱うことになっていた。末弟の近範も、やはり辻家の庶流の一家であった辻高挙家の養子となり、嘉永3年12月の高挙の卒去にともない、嘉永4年1月27日に家督相続願書を四辻家に提

8) このような状況ではあるが、『楽所日記』・『近陳日記』のそれぞれの記載事項を比較するための参考資料として、嘉永4年および安政4年の1月から4月までの記事のうち、雅楽演奏に関する記録のみをまとめたものを【表-3】として文末に添付しておく。

9) 「近陳日記」嘉永4年11月10日条に、「神事入ニ付妻之儀懷胎中ニ付澤村家へ預ケ置」とある。さらに、同18日条には「余理尾、髪置ニ付今日中御靈社江参詣、右ニ付縁家相招、澤村出雲守、右衛門尉、佐々木能登守、お勝、土山安芸守等入来」とあり、妻子がいたことが確認できる。

10) つまり、近陳の父近信の存命中にすでに本家を相続していたことになり、実父である近信も、その次男を本家の当主として扱うことになった。

出し、これが同29日に認められていた¹¹⁾。

このように、近陳の二人の弟は、若輩ながらもそれぞれに辻家の本家と庶流の一家の当主となっており、近陳自身も辻家庶流の一家の当主であることから、「近陳日記」の記述に見られる近陳と則察および近範に関連する記事を比較することにより、同苗の楽人の本家筋と庶流分家筋における相違点についても明らかにできるのではないかと推測する¹²⁾。

3 文均と近陳の稽古の対象者の社会階層の違い

以下では、文均の『楽所日記』および「近陳日記」の記事に記された雅楽の稽古を通じての交流関係、交流範囲についての考察を行う。両者が雅楽を指導する立場で関わった人々としては、どのような人々がいたのかを整理し、その内容を【表-1】としてまとめた。これにより、文均と近陳の雅楽演奏を通じての交流関係について比較してみよう。なお、【表-1】では、嘉永6年以降については、記載内容が煩雑になることを避けて、新たに交流関係が形成された例のみを追加という形で記載した。

すでに、『楽所日記』では、東儀文均と宮家・公家との交流関係を示す記録が少なく、当時の公家たちと三方楽所楽人との交流について知ることがほとんど不可能であると述べたが、そのような文均であっても、楽奉行である四辻家との交流があることは当然として、その他に、近衛家、鷹司家などへの三方楽所楽人としての年札は行っており、これらの家々へのいわゆる「御館入」の許可は得ていたことが分かる。加えて、一乗院宮との交流があったことが、その日記から分かるが、一乗院宮との交流は、近陳、文均ともに南都方の楽人であったことから関係が保持されていたと考えられる¹³⁾。このように、東儀文均も全く宮家あるいは公家との交流がなかったわけではないが、楽の指導・稽古という観点からみると、嘉永4年の時点では、文均は、いずれの宮家・公家とも定期的な稽古を行う関係は形成しておらず、この時点での文均の雅楽の稽古の対象者は、因幡堂西坊に集う寺社関係者および町人階層により形成されていたと思われる社中の人々、およびやはり町人階層に属していた嶋田・水嶋らのみであったことが分かる。

それに対して、近陳は、嘉永4年の時点では、伏見宮家、鷹司家、葉室家で行なわれた楽会に参加するほかに、今出川家、綾小路家、萩原家および正親町家の各家に、雅楽の稽古を目的

11) 「近陳日記」嘉永4年3月16日条には、一家の当主となった近範に御用会出仕の義務が発生したこと

について、「御用会出仕之儀未熟ニ付暫時御理奉申上候、此段宜御沙汰奉願上候」とする口上書を四辻家に提出し、御用会への出仕の延期を願い出たことが記されているので、天保8年生まれであり、この時点で、数え年で15歳になっていた近範であるが、楽の演奏に関しては未だに十分な技量を修得していなかったことが分かる。

12) なお、「近陳日記」には、「この件については則察の日記に記録される」と記す事項が複数あり、本家の日記として則察も別に記録をとどめていたらしく、西山氏の注2前掲書によれば、「則察日記」が存在することが明らかであるが、それは、『楽所録』には含まれておらず、本家筋の記録として別に保管されていたのであろう。

13) 一乗院宮と文均の雅楽を通じての交流の始まりについては後述する。

【表-1】文均と近陳の雅楽を通じての交流関係

			嘉永 4	嘉永 6	嘉永 7	安政 4
				嘉永 6 年以降は新規に形成された交流関係のみを記載		
宮家および 公家	文 均	楽会に参加	一乘院宮・鷹司 家・四辻家	聖護院宮		
		稽古を行なった 人々		今出川家	裏辻家	青蓮院宮
	近 陳	楽会に参加	伏見宮・一乘院 宮・鷹司家・葉 室家・四辻家	青蓮院宮 (*1)	梶井宮	三条家
		稽古を行なった 人々	今出川家・綾小 路家・正親町家・ 萩原家			
それ以外の 階層	文 均	楽会に参加	松原法宣寺 鳩居堂・高畠式 部・高倉内府・ 有馬		藤井上野掾 (上 総様追善)、有 馬 (奥村如一追 善)	中村周達
		稽古を行なった 人々	因幡堂西坊 嶋田・山本梅屋・ 水嶋・奥村・高畠	神田喜作、山田、	本法寺尊陽院	田中、福田、極 楽寺巍海、堀川 筑州、本法寺教 藏院、本法寺本 養院、光圓寺、 本龍寺、熊谷 (鳩 居堂)
		地方での稽古 (*2)	美濃・名古屋方 面への主張稽古	江戸での稽古、 往路・復路とも に美濃・名古屋 でも稽古を行う		
		その他接觸の あった人々	岩坊 入門者: 田中豊 次郎孝矩	藤村、神澤、山 本梅逸、 江戸に出稽古の ために下向、往 路復路ともに、 美濃・名古屋に おいて稽古を行 う	淨信寺、安淨寺 上京、本法寺塔 頭本養院とともに 稽古 入門者: 本龍寺	本龍寺、巍海、 福田、田中、堀 川筑州=下辺社 中、西坊とも関 係するか? 美濃吉田房七 郎、上京稽古 勢田長徳寺と鳩 居堂にて合奏稽 古 尾張安淨寺上京 稽古 入門者: 極楽寺 巍海、讃州遠藤 安右衛門
	近 陳	楽会に参加し 稽古を行う	佐々木能登守 (*3)			

(*1) 一乘院宮は、嘉永5年に青蓮院門跡門主の座に就いたために、以後の文均の記録では、青蓮院宮、もしくは、栗田宮、座主宮などと記載される。近陳は、常に、青蓮院宮と記載している。

(*2) 近陳は、地方への主張稽古を行なっていないために、これについての比較を行うことをしなかつたためにこの部分についての詳細は記さなかった。

(*3) 注15参照

として参殿している。また、廣橋家で毎月16日に行われた弁才天への奉納樂演奏者のレギュラーメンバーとなっていた¹⁴⁾。すでに筆者は、『樂所日記』に記載される内容から、遅くとも天保年間以降の京都においては、富裕層の町人および寺社関係者の中に雅樂を嗜む人々が多く存在し、三方樂所の樂人たちがその指導にあたっていた状況が明らかになることを指摘してきたが、ここに示したように、「近陳日記」で見る限りでは、同時代の三方樂所在京樂人でありながら、辻近陳が、公家以外の階層の人々に雅樂の指導を行なっていたことが明らかになる記事は残されていない¹⁵⁾。また、その指導のあり方も、文均が因幡堂西坊や嶋田家¹⁶⁾に、定期的、つまり、月に3回ないし6回程度の頻度で稽古に出向いて指導を行っていたのに対し、近陳のそれは、かなり不規則なもの、おそらく「樂会」開催などに向けての準備といったその都度の必要性に応じての稽古であったと推測されるものとなっていた¹⁷⁾。

このように、文均と近陳の嘉永4年の日記の記事からは、文均と近陳が雅樂演奏を指導する稽古対象者となる人たちは、明確に社会階層を異にする人々に分かれていたように見受けられる¹⁸⁾。

-
- 14) このほかに、近陳は、石清水臨時祭での東遊出仕に参向する公家の稽古も行なっていたが、これは、南都方一方の権利であり南都方独自のものであるから、【表-1】には記載していない。また、この【表-1】では、「近陳日記」の現存していない年についても作表していない。
- 15) 近陳と公家以外の身分の者との雅樂を通じての交流としては、佐々木能登守宅で開催された樂会が記載されているが、この佐々木能登守は、近陳の縁者、おそらく姉か妹の入嫁先であり、この縁戚関係により形成されたものであろうから例外とみなしてよいだろう。なお、佐々木家との雅樂を通じて交流としては、嘉永6年1月24日条にも、「佐々木能登守亭稽古被催、申刻より、予、則察、近範參ス」とする記事がある。さらに、後述のように安政4年になると、弟の近範の門人とされた小森喜八郎（土佐藩留守居役）と近陳との交流が記されるが、これもあくまで近範の門弟としての関わりであったと記載され、近陳の弟子とはされていない。
- 16) すでに触れたように、西坊は、一つの社中の拠点であったことがうかがわれるが、嶋田家にも文均は弟子の水嶋を伴って稽古に出かける場合があり、さらに、東儀河内守文静、東儀伊勢守頼玄とともに訪問することもあったことなどから、やはり、複数の弟子が集まって稽古を受けていた可能性が高いが、反面、嶋田家の主人が不在の場合、家内ののみを稽古したとする記述もあり、一族だけを対象とした指導が行なわれていた可能性もある。なお、この嶋田家からは、安政3年末には、僕約令を踏まえて、以後3年分の稽古謝儀として、文均へ金三千疋、文均とあわせて指導を受けていた東儀文静、東儀頼玄のそれぞれへ金三両を前払いとして渡している。その結果、安政2年には嶋田家からの文均への中元・歳暮祝儀としては、それぞれ金一千疋が納められていたが、安政4年以後は、中元・歳暮のそれぞれに金100疋という一般的な金額になった。なお、安政2年以前についての嶋田家からの中元・歳暮祝儀の記録は残されておらず、いつからこのような高額な謝礼が支払われていたのかは不明である。
- 17) ただし、萩原殿に対する稽古は、定期的に開催されている場合もあり、稽古対象者の上達度に応じて、稽古形態の変化があった可能性はある。
- 18) ただし、文均にも、近陳の廣橋家弁才天奏樂のように毎月必ずというわけではなく不定期ではあったが、西園寺家の妙音天への奉樂の場に参加している例がある。文均の場合は、西園寺家の演奏者としての通常メンバーに欠員が出た場合の臨時参加者としての奏樂であったのかもしれない。安政年間になると、廣橋家の弁才天奏樂にも出仕することがあり、これも後に述べるように、安倍季資の世話により、欠員が生じた場合の要員になっていたのではないかと推測される。

4 文均側の状況の変化

ところが、その状況に変化が見られるのが、嘉永5(1852)年以降である。嘉永4年以降の「近陳日記」は断片的にこっているのみであるためその詳細は不明であるが、後の安政4(1857)年の「近陳日記」の内容から判断しても、近陳の雅楽の演奏活動および指導を通じての交流範囲は、新たな交流関係としては梶井宮での楽会への参加および三條家での稽古に関する記事が記載されるものの、雅楽の指導を行なう対象者は公家階級のみに留まり、稽古対象者がそれ以外の階層に拡大した形跡はない。

反面、文均は、嘉永5(1852)年1月20日以降、今出川家での雅楽稽古に参殿することになり、それまでの寺社関係者および武家と町人階層に加えて、以後は不定期ながらも今出川殿へ「御稽古参殿」とする記事が見られるようになり、稽古対象者の範囲が公家にも拡がったことがわかる。この時期の「近陳日記」の記事が現存していないために十分な比較はできないが、たとえば、『楽所日記』安政2(1855)年3月7日条には、今出川殿への参殿者として、「予〔文均・〔 〕内は南谷の補、以下同〕、季資〔持管簫篥〕、好学〔同笛〕」とあり、このメンバーを嘉永4年の「近陳日記」の記事と比較すると、たとえば、嘉永4年4月7日条では、「季資、好学、文静〔同簫篥〕、近陳〔同笙〕」とあり、季資、好学の両名が共通していることが分かる。さらに、「近陳日記」の今出川家での楽儀への出仕者について他の記事でも確認すると、季資および季良、あるいはこの両名のどちらが必ず参加し、これに、好学、文静および近陳と則察の兄弟が加わるという例が多い。「近陳日記」の記事からは、今出川家のみならず、伏見宮をはじめとする宮家・公家への楽人参殿の記事によれば、このような場には、京都方安倍家の季良、季資父子が中心メンバーとして関わっていたらしい事が推測され、京都方楽家の安倍家本家が、在京楽家と宮家および公家との関係形成において、中心的人物として関わっている事が多かったと理解できる。

加えて、「近陳日記」嘉永4年7月12日条には、「今出川殿御会釈壱貫銅、同五百銅則察文、右季良朝臣より為持至来」とあり、同じく「近陳日記」によれば、これも、安倍季良、季資父子が参加していた毎月16日の廣橋殿弁才天奏楽に関して、安政4年1月5日条には、「廣橋殿弁才天御奉楽御挨拶金五拾疋宛予、近範へ安倍家より被達」とある。このようにこの親子が謝礼金の配分を仕切っていることからも、今出川家での稽古奏楽および廣橋殿での弁才天奉納楽奏楽には、安倍家が、いわば差配役として関わっていたことが理解できよう。さて、楽人と公家との関係において重要な役割を果たしていたと推測される安倍家の季資は、在天の天王寺方林家から安倍家に養子に入った楽人であるので¹⁹⁾、公家における楽儀についていわば差配役として関わっていたと推測される安倍季資がもともとは天王寺方の出身であったことにより、同

19) この季資については、蘭廣貢の次男とする説もあるが、蘭廣貢は、安政3年の四天王寺聖靈会で〈迦陵頻〉を舞っており、この時点で童舞を舞う年齢であったなら、すでに嘉永4年時点で一人前の楽人として活躍していた季資（慶応4年に56歳で没）がその息子である可能性はありえない。平出久雄氏作成になる系図にあるように、季資は、同じく天王寺方林廣伴（安政4年に74歳で没）の息子と考えるべきであろう。

じく在京天王寺方楽人であった文均に、嘉永5年以降、新たに今出川家での雅楽稽古に関わるきっかけを与えた可能性が指摘できるだろう。

このことを踏まえた上で、一乗院宮家と文均との関係形成について確認してみたい。『楽所日記』嘉永2(1849)年3月20日条に、文均の一乗院宮家への「御館入」が認められたことが記され、文均は、早速に、同月25日に同宮里坊で行なわれた楽会に呼び出されているが、これらの記事の直近の記事として、『楽所日記』に以下のような記載があることに注目したい。嘉永2年3月6日条には、文均が南都へ下向したことが記され、その目的は、同7日条にあるように、「葛房丈より兼、琵琶、箏反覆被相願候ニ付今朝同道ニ而興福寺院家修南院へ参面会」であり、これに続いて、「葛房、葛忠、中伯州、三好進叟、院住、右琵琶、箏稽古修日之事」と記されていることから、文均が、持管の簞篥のみならず、琵琶・箏についても優れた技量を持っていたがゆえに、南都へ下向しての稽古を依頼されていたことが分かる。その後、12日まで稽古が続いたことが記されるが、同12日条には、「臨期一乗院宮御門主御成御対面被仰付」とあり、これが、『楽所日記』における一乗院宮と文均との接触に関する記事の初見となっている。

そして、同月18日条には、「南都一乗院宮御上洛御供」として上京した葛忠が文均宅を訪問したので、「兼、御室御館入之儀相願置候ニ付明後二十日御里坊へ参殿可申様被達候事」とあり、20日条には、「一乗院御里亭へ参殿、尊応入道親王御対面、近陳子も御館入相済」と記される。文均同様、近陳も、この日に「御館入」を認められたのであるが、近陳についても、一乗院御館入の仲介者は芝葛忠だったと推測されるが、文均については、南都興福寺での一乗院宮との対面を経て、同じく南都方芝葛忠の仲介により、一乗院宮への「御館入」が可能となった経緯が明らかである。つまり、一乗院宮家への御館入については、すでに御館入を認められている楽人の仲介によりこれが可能になったとすると、先の今出川家への文均の稽古出仕においても、安倍季資の関与があったのではないかと推測することが可能であろう。

この直後、同月25日条に京都の一乗院御里坊で行なわれたのが上記の楽会であり、その際に出仕したメンバーの中には、安倍季良、季資父子も含まれていた。この時以後、文均は、継続的ではないものの一乗院宮家との雅楽を通じての交流を保つこととなるが、一乗院宮であった尊応法親王が青蓮院宮となってからは、『楽所日記』においては安政2年までその交流に関する記事を見ることができず、一時的に中断していたらしい。一方で、「近陳日記」においては、近陳は、青蓮院宮への出入りに関する記載があり、交流関係は継続していたことが分かる。

文均と青蓮院宮との交流関係の復活については、『楽所日記』安政2(1855)年4月15日条に記されている。すなわち、同日条には、「昼後、青蓮院宮より予被召参殿、御本坊御内玄関江参殿」し、その後、「尊応入道親王御対面、久々御機嫌相伺大慶」の後、「盤渉調五曲合奏、絃類御稽古」とある。続いて日記には、「比度粟田宮江参殿之次第、兼而一乗院宮御室江予御立入蒙御厚命居候処、其後當御室江御引越被遊候得共當御室ニ而者御立入未願済無之事故折ヲ以御立入可願出心得ニ而相過居候処、安倍因州兼、御稽古参殿之折節御沙汰有之候故今日ハ季資吹拳ニ而御立入未願參殿候得共為後日御立入願之儀因州江頬置候事、今日宮より為後日御稽古御相手追、被仰付候間参殿可申旨御直ニ御沙汰有之事」と記されているので、以後も交流関係が継続することになったことが分かる。

ここでは、文均と、青蓮院宮となってからの尊応法親王との交流復活に際しては、安倍因幡守季資の口添えにより青蓮院宮への参殿が可能となったことをきっかけに、この季資の仲介により再び御館入の許しを得るつもりであることが記されており、再び、季資の関与が明らかとなるのである。この参殿の際に、法親王から、今後も雅楽稽古のために参殿することを申しつける旨が伝えられた文均は、以後の『楽所日記』の記事によれば、それ以前から青蓮院宮に出入りしていた近陳同様、あるいはそれ以上に頻繁に、この法親王のもとに「御稽古」のために出入りすることになったらしいことがわかり、ここでも文均の稽古対象者の範囲の拡大があつたといえよう。このように、文均の交流範囲が宮家および公家に拡大する際の記事からは、このような新たな交流関係の形成に際しては、すでにその家に出入りしていた三方楽所楽人が関与し、その仲介、つまり「吹挙=推挙」が大きく関与していたことが明らかになる。

加えて、文均は、嘉永7(1854)年9月以降、裏辻家への稽古参殿を行なうようになる。裏辻家での稽古は、『楽所日記』安政4年の巻においては、定期的なものではあるものの月に1回ないし3回程度実施されるというものとなっていた様子が記されるが、それ以前の時期においては、これよりも頻繁に稽古が行われ、その頻度は前述の嶋田家での稽古に同じような状況であった。このような稽古のあり方は、近陳と公家との間で実施されていた稽古のあり方とはかなり様相を異にしており、文均が行なった裏辻家での雅楽演奏指導が本格的、つまりは雅楽演奏の技術を修得することを目的としたものであったことをうかがわせる。安政4年時点での裏辻家における稽古の回数の少なさは、おそらく、稽古を受ける側にある程度の上達が見られ、必要とされたレベルに到達したからではないかと推測される。それは、『楽所日記』安政4年3月23日条の「禁中御楽始」の記事に、笛の出仕者として裏辻大夫公愛が「新加」として記されており、上述のように嘉永7年以降の2年半ほどの熱心な稽古を経てそれなりの技量を修得した裏辻公愛が、禁中御楽始に初参加するに至るまでの技量を獲得したと推測できるからである。文均が裏辻家との関係を形成した過程については、後述するが、この場合は、上記のような楽所関係者の関与が明らかではないことだけをここでは触れておく。

このように、『楽所日記』の記事によれば、文均は、近陳がその稽古対象者を拡大することができなかつたのと対照的に、新たに宮家や公家との楽の稽古を通じての交流も深めながら、以前からの町人階層の稽古についてもその範囲も減らすことなく、むしろ、新規入門者も受け付けこれも交流範囲を拡大させていく様子が明らかになる。その結果、文均の日常は、社中や弟子の指導を順番に行なうべく、ほぼ毎日のように稽古に出かけているか、自宅での稽古を行なうという状況になっていた。つまり、雅楽演奏の指導がもたらす日常生活の多忙さという面では、文均と近陳との間にはかなりの違いがあったのではないかと推測される。

5 宮家・公家との関係形成—文均の場合

さて、このように、安政4年まで考察範囲を拡げると、嘉永4年の文均と近陳の日記の内容からは、楽家により、雅楽を指導する対象者に、なんらかの「住み分け」が行われていたような印象があるが、実際には、このような「住み分け」があったわけではなく、なんらかのきっかけにより、それまでは公家階級との雅楽稽古による交流がなかった文均にも、公家階級の人々

を指導する機会がもたらされる事例があったことが分かる。では、その「きっかけ」とはどのようなものであったのだろうか。その一例が、すでに述べた季資の「吹挙」による青蓮院宮との交流復活の記事であり、このことから、三方楽所楽人が宮家や公家のものとの雅楽稽古のメンバーに新たに加わるためには、すでにその宮家なり公家の家に出入りしている楽人の推薦が必要であったということが理解できる。

しかしながら、文均と裏辻家との関係形成においては、このような経過が明らかではない。つまり、『楽所日記』の記事を見る限りでは、裏辻公愛父子の雅楽稽古に文均が関与するに際して、すでに稽古を行っていた三方楽所楽人の紹介があったことを推測される記載事項は見当たらないのである。その一方で、この件に関する興味深い記事が、『楽所日記』の嘉永6（1853）年6月3日条にある。それは、「昨夜二条小田善二而藤村庸平催二而楽会、平調五曲、豊岡三位殿、裏辻大夫殿、文静、久嘉、予、山田隨身」とある記事で、二条の料亭を貸席として行なわれたのであろう藤村庸平なる人物が主催した楽会に、三方楽所楽人のうち、在京天王寺方東儀家の文静と文均、京都方の多久嘉が参加し、これに当時、江戸から遠藤家の手次として京都に上っていた山田も加わったが、その場に、豊岡三位殿と裏辻大夫殿も参加したと記録されるものである。藤村庸平は、嘉永5年3月27日に文均宅に稽古に来ているほか、翌嘉永6年1月2日に、これも不定期ながらも文均の稽古を受けていた楽器商神田喜作宅で行なわれた楽会にも出席し、文均と同席している。このことから、藤村は、継続的に文均の稽古を受ける弟子ではなかったものの、おそらく神田を通じて形成された交流関係が、文均との間にはあったものと思われる。

さて、『楽所日記』には、翌年の嘉永7年9月14日条に、「夕方より裏辻殿江御稽古上ル、一越三曲合奏」とあって、この時より、裏辻家での文均による雅楽稽古が開始されたことが記されている。この間の経緯は、『楽所日記』には一切記されていないが、同月12日条に、文均が西坊に稽古に出向いている間に、「裏辻大夫殿留守中御入来」とする記事があり、この際に、稽古についての申入れがあったのであろう。つまり、裏辻家から文均に直接に稽古参殿の依頼が行なわれたという点において、今までに考察してきた事例とは様相を異にしている。かつ、『楽所日記』の関連記事の考察からは、前年6月の藤村が開催した楽会が契機となった可能性が考えられ、そうなると、公家と楽所楽人との雅楽を通じての交流関係形成に、三方楽所楽人より楽を学んでいた町人が関与した可能性を示す例として、これを挙げることができよう。

しかしながら、ここで留意すべきことは、すでに触れた『楽所日記』安政4年3月23日条の「禁中御楽始」の記事では、裏辻大夫公愛が笛役として「新加」として記されているが、文均の持管が簞篥であったことである。文均は、もともとは南都方芝家の楽人葛具であり、芝家の楽人として育った以上は、笛の素養はあったと思われるが、天王寺方東儀家の養子となり、東儀文均となってからの持管は簞篥であるから、この時点では、当時の三方楽所のシステム上、笛の指導を行なうことは不可能とはいえないが、通常は考えられない²⁰⁾。その一方で、裏辻家での

20) もっとも、すでに触れた興福寺院家修南院での琵琶・筝の稽古の例のように、絃類の指導を行なった可能性はある。

稽古については、その初見の記事である嘉永7年9月14日条において、すでに「一越三曲合奏」とあることから、文均が裏辻家での稽古に関与するようになった時点で、裏辻大夫は、すでにある程度の楽の素養があったと思われる。また、稽古の形態も、安政2年1月2日条に「夕方より裏辻殿御稽古始参殿、双調三曲、予、文静、久嘉参上」などと記載されるように、複数の楽人が参殿していることから、裏辻家の側でも複数の稽古者が集まっての合奏の形態で行なわれたのではないかと思われる。かつ、裏辻大夫公愛は、宮中御楽始においても、笛役として出仕しているので、文均から簫篥を学んだとは考えにくい。さらに、この1月2日条に記された楽人が、かつて藤村が主宰した楽会に参加したメンバーと同じであることを考えると、このうちの文均以外の楽人がすでに裏辻家の稽古に関わっていたところへ、新たに加わるべき簫篥担当のメンバーとして藤村氏の関与、すなわち推挙により文均が選ばれ、先の楽会に参加することになったのではないかとも推測できる。

この楽会の場で裏辻家との顔つなぎが行われ、これ踏まえて裏辻家からの文均への直接の依頼があったと考えることは、あまりに推測が過ぎるかもしれないが、文均が、裏辻家におけるそれまでの指導者グループにおいて簫篥を担当していた楽人に替わる存在として嘉永7年9月14日より裏辻家の稽古に加わることになったと考えることは可能なのではないだろうか。この間の経緯を記す記事が『楽所日記』に見当たらぬために、結論を出すことは出来ないが、ここでは、公家との雅楽稽古の開始にあたって、雅楽を嗜んでいた公家以外の階層の人々、すなわち町人の関与があった例も考えられるということを指摘しておきたい。

6 近陳をはじめとする辻家の場合

すでに述べたように、「近陳日記」においては、近陳が、公家以外の階層の人々に雅楽の指導を行なうとした記事が一切記されていない。それは、近陳が若年であったからというわけではないことは、弘化3（1846）年の「近信日記」の記事によっても明らかになる。近陳の父近信は、弘化3年の時点で54歳であるにもかかわらず、弘化3年の「近信日記」においても、近信が、文均のように町人階層の人々に雅楽の指導を行なったという記事は見当たらず、かつ、このような人々の入門を受けたとする記事もない。

「近信日記」の弘化3年の記事では、近信と則察が南都に下っていた同年9月2日条に、「先達而則察へ笙入門有之候萩森吉兵衛初而面会為菓子料銀壱両宛予、則察へ惠投ス」とあるほか、同10月18日条に、「勢州津杉山喜兵衛等より則察方へ暑中見舞」とあることから、辻家本家を相続した則察には、公家以外の階層の人々が入門していたこと、さらには、その門人の中には、伊勢地域の人々も含まれていたことが分かる記載がある²¹⁾。また、「近陳日記」嘉永4年の記事でも、同年4月22日条には、「江戸多出羽介より則察江書状来ル、笙入門之儀頼来ル也、右之書状、廣範宿弥此間被達ル、祝儀金百疋至来、仍譜面差出ス」として、その譜面の最後に、「右

21) 辻則察の門人については、すでに西山松之助氏が『南都辻家鳳笙入門記並舞曲』とある文書について報告し、辻家本家が寛政11（1799）年以降大正期に至るまでに数多くの入門者を受け入れていたことを明らかにされている。注2 前掲書pp.203-237

之譜者于出羽介多忠敏令授與之訖尤雖為一子全直傳不可有之者也」と記されたと記録され、同6月1日条には、「窪光張則察江笙入門之儀先達より兼而尊有之、此度越中富山松平出雲守殿家中稻垣喜兵衛ト申者入門之儀頼ニ付今日、両人同道ニ而入来、光張より肴一折、喜兵衛より肴料金百疋至来」として、同様に、平調五常樂の譜面を渡し、光張に渡した譜面には、「右授于右近將監泊宿弥畢」と、稻垣への分には、「右者今般授于稻垣源宗業訖尤雖為一子全直傳不可有之者也」と記したと記録される。しかし、近陳自身については、このような入門に関する記事が全く記載されない。つまり、辻本家を相続した則察は、いわゆる「素人弟子」を受け入れていたが、近陳には、そのような「素人弟子」が入門した例はなかったと理解できる。

さらに、「近陳日記」安政4（1857）年の巻には、同年4月13日条に、賀茂社の御蔭祭に豊家の代勤として則察が出仕したが、近陳は拝礼のために出向いたところ、「森茶屋ニ土州留守居小森喜八郎、近範之門弟、御列拝見被罷出茶屋ニ而休息、右之処へ相招、予、近範酒飯被振舞」とあり、近範にも門弟がいたことが分かる。この小森喜八郎と近陳のその後の交流関係であるが、同年閏5月9日条には、「土州留守小森喜八郎役宅へ三人共〔近陳、則察、近範の三名之事・南谷補〕參ス、一越平調小曲吹合ス」とあり、同10月21日条には、「小森喜八郎為暇乞入来、平調音取、五常樂急、越天樂、予、則察吹合之」と記されるが、いずれにおいても、近陳は、あくまで「吹合」に関わったと記載され、稽古とする記載はない。

すでに、西山松之助氏などが明らかにされたように、南都楽家では、「素人弟子」に対する教授権の有無が家ごとに厳しく規制されていたようである²²⁾が、「近陳日記」の記事からも、則察が相続した辻家本家は多くの「素人弟子」を受け入れており、近範の家も「素人弟子」に対する教授権を持っていたのであろうが、同じ辻家の中でも、近信-近陳の家筋は、笙については、いわゆる「素人弟子」に対する教授権を持たなかったのであろう。それゆえに、近陳には、「素人弟子」を指導することは許されず、この小森の例は、その師匠であった近範と近陳との兄弟関係により、あくまで近陳は、補助的な存在として稽古に関わったものとみなすことが出来よう。そして、それは近陳が公家以外の階層に属する人物との雅楽演奏に関わったごく限られた例の一つではあったが、その接触は「稽古」として記されるべきものではなかったために、「吹合」と記されたのだろう²³⁾。

では、近陳家は、一切の弟子を持っていなかったのであろうか。「近陳日記」に見る入門に関係する記事としては、嘉永4年3月12日条に、石岩清水臨時祭の舞人として参勤することに

22) 楽家による門弟教授権の有無については、すでに西山松之助氏が、注2前掲書pp.194-196において述べている。南都方楽家においては、たとえ、同父の兄弟関係といえども、その所属が別の家筋になっている以上は、弟子を取る・取れないという点に関しては、このような厳格な区別が行なわれていたらしいが、文均が所属していた天王寺方については、「素人弟子」に関する門弟教授件に関する争論などの関連史料が存在せず、どのように門弟教授権が確保されていたのか、あるいは確保されていなかったのかは不明である。

23) この他に、安政4年5月11日条には、「勢州松坂春田十次郎、昨日上京ニ付入来」として、「稽古被致候也」とする記事があるが、これも、則察の門人であったと考えられ、則察の代理者として稽古を行つたのであろう。

なった日野西殿が「東遊御入門」と記されるほか、11月26日条、これも近陳が南都下向中のことであるが、「喜多出羽介三男東遊入門」とする記事がある。さかのぼっては、「近信日記」弘化3年の6月末から7月にかけて、熱田社楽役に舞の「稽古」を行なっている記録がある。つまり、近陳の家筋は、南都方一方のこととされた東遊に加えて、舞楽の左舞についても「弟子」を受け入れることが可能であったことが分かる。しかしながら、三管のうちの持管である笙については、弟子を取ることが出来ない家であったことが、舞楽を学ぶ機会がほとんどなかった町人階層の稽古者との交流がないという状況を生み出しており、そのことが、文均とは、その生活のありように大きな違いを生じさせていた要因であった。

ところで、安政3（1856）年正月に、辻則察が四辻家に提出した「楽頭注進」²⁴⁾においても、多くの寺社において、則察が笙の、また、近範が笛の楽頭職を保持していたことが記されているのに対し、近陳は、尾張熱田社と日光および尾張の東照宮の舞楽についてのみ楽頭職を保持していたことが記されている。しかしながら、『樂所日記』嘉永4年卷には、文均が、美濃・尾張方面に主張稽古に出向いた際の6月17日条に、「熱田林政紀大夫入面会」とあり、「五日斗招待付当地相済後參候趣約定」として、同25日から29日まで熱田社での稽古を行なった記事があり、それによると、「終日、右舞、管等稽古之事」とある。しかしながら、則察の注進書面によれば、熱田社の楽頭は、「近俊〔窪・簞築〕、則察〔辻・笙〕、近範〔辻・笛、以上の括弧内は南谷補〕」のほか、右舞は東儀文静、左舞は辻近陳となっているので、文均は、熱田社における楽頭職にはなかったことが分かる。となると、ある寺社における楽頭職にあることと、その寺社において雅楽の稽古を行なうことの可否は連動していなかったことが推測され、楽頭職は、あくまでその寺社において、なんらかの法要や神事を行なう際に三方楽所楽人としての奏楽を伴う場合の出仕権に関わるものに過ぎなかったことが理解できよう。つまり、近陳は門弟教授権がないので三管の楽頭職にはつけなかったが、逆に、門弟教授権のあった文均は、楽頭職の地位の有無に関わらずその寺社の関係者の要望に応じて、楽の指導を行なうことが出来たという構造が見えてくる。このような構造も、文均の側では「素人弟子」が拡大する一方で、近陳には、教授権がないという制約により稽古対象者の階層が限定されるという状況を生み出していたといえる。

7 おわりに

このような文均と近陳の門弟教授権の有無による「素人弟子」との関わり方の相違は、両者の江戸での過ごし方の違いにおいても示されているといえるのではないだろうか。すでに述べ

24) 注2の西山前掲書、pp.188-191の翻刻による。このうち、長州社家については、近俊、近陳、則察が楽頭職を保持していたと記されるが、長州社家に関しては、正式な入門手続きを経ずに奏楽活動を行なっていたなどで問題が発生しており、当時の様子が不明であるためここでは取り上げない。文均も、「四辻殿より昨冬被達候家々諸社諸寺院奏楽出席恒例臨時且社頭ニ而社人奏楽寺院同断吟味之上正月晦日迄書取ヲ以可差出旨ニ付」として、同様の書面を四辻家に提出しているが、それによると文均が関係していた「諸社諸寺」は、正式には、三河国西尾城内御剣八幡宮、同西尾牛頭天王社、京都本法寺、本法寺末本住寺、同本教寺、同摂州梶原一乗寺、同摂州中寺町正法寺のみとなっている。

たように、東儀文均は、嘉永 6 (1853) 年に雅楽の出張稽古の依頼を受けて江戸に下向している。この際の文均の動向についてはすでにまとめたことがある²⁵⁾のでここでは繰り返さないが、嘉永 6 年 2 月 24 日に江戸に到着してから、同年 5 月 9 日に江戸を出立するまでの 2 ヶ月余りの毎日は、ほとんどが武家の樂会および遠藤但馬守殿関係者の稽古などに明け暮れており、このことから、江戸在住の武家の間でも雅楽稽古が熱心に行なわれていたことが明らかとなった。つまり、三方樂所の樂人が京都から江戸に下向するような機会があれば、その指導を受けたいとする武士を中心とした江戸在住者の側のニーズは多分にあったと考えられる。

さて、近陳も、嘉永 7 年 8 月 5 日より 10 月 5 日までの間、京都を離れ江戸へ下っている。近陳の江戸滞在期間は、8 月 17 日から 9 月 23 日までであるが、下向の目的は文均のような出張稽古を目的としたものではなく御朱印改という三方樂所としての公務²⁶⁾であったので、この両者の江戸滞在中の行動を比較することには無理があるかもしれないが、参考までに触れておきたい。御朱印を預かっての道中ならびに江戸滞在であるため、江戸滞在中の近陳は、御朱印を肌身離さず懷中し、外出の際には家来 2 名を引き連れるという状況であったため文均のように、自由に出歩くことは難しかったとはいえるだろう。とはいっても、近陳の江戸下向は、当然、紅葉山樂人たちにも把握されており、江戸では、近陳は、紅葉山樂人の多時久、東儀元鳳、東儀常城などと接觸もあったにもかかわらず、彼らとともに樂を演奏する、あるいは、彼らとともに大名家の樂会に参加するなどの記事が、「近陳日記」には全く記されない。

近陳の 8 月 17 日の江戸到着後間もない同 21 日には、遠藤但馬守殿家来山田渡²⁷⁾が宿を訪問したとして、「昨年ヨリ京都東儀文均方ニ逗留山田元三郎弟也、右元三郎殿之儀尋也」と記されている。これは、おそらく紅葉山樂所の関係者から遠藤家に連絡があったものと思われ、このことからも、近陳が希望すれば、その他の武家との接觸も可能だったといえよう。が、その後の 26 日条に「遠藤但馬守殿家中山田渡入来、三台塩急、陪臯、吹合」とあるのが、近陳江戸

25) 注 2 前掲論文、「江戸時代の武家と雅楽」など。

26) この御朱印改については、三方樂所側としては、武家伝奏からの連絡が樂奉行四辻家を通じて通達されるものと認識していたが一向に連絡が入らず、近陳が南都一謫代芝葛房に問い合わせたところ、奈良奉行所より南都樂人中への通告があったことが明らかになる。これにより、樂所の御朱印改については、寺社奉行より奈良奉行、奈良奉行から南都樂人中へ連絡がなされるものであったことがわかるが、このことは、樂所領の御朱印改が寺社奉行によってなされたことと併せ、樂所領が寺社領に属するものとして幕府側には認識されていたことを示すものであろう。当時は、三方樂所の側でも樂所領が寺社領に属するものであるために、樂奉行からの連絡はないということを十分に認識しておらず、南都側としても、京都に連絡しなければならないという意識もなかった様子が「近陳日記」には記されているが、このような混乱ぶりは、樂所領の位置づけの二重性、ひいては、樂人の社会的位置づけの曖昧さを示すものとして興味深いものがある。

27) この人物の名については、文均は貞、あるいは互と記し、ワタリとルビを振っている。「近陳日記」では、その後 9 月 15 日条に「遠藤但馬守殿家来山田元三郎去九日帰府之旨ニ而入来」とあり、元三郎とも面会しているが、この際には樂の演奏は行なわなかったようである。そもそも、近陳は、文均が山田元三郎の在京中の稽古において、その補助なり合奏を依頼した三方樂所樂人メンバーの中には入っていなかった。このことにも、「素人弟子」教授権の有無が関わっていると考えられる。

滞在中の唯一の奏楽の記事であり、近陳は、紅葉山楽人に対する樂の指導を行っていない。近陳は御朱印改のための出府であるとはいっても、担当寺社奉行所からは、次は何日に出頭せよとの通告を受けるわけであるから、公務の合間に自由になる日がないわけではなかったにもかかわらず、その間に武家や紅葉山楽人の樂の指導や演奏に関わることは一切しなかった²⁸⁾が、それは、公務による出張であったからという理由だけではなく、やはり、門弟教授権がないということによる制限が関係していたということであろう²⁹⁾。

では、最後に、このように稽古対象者に違いがあることが、樂人としての公的な収入以外の収入において、なんらかの違いを生み出していたのかについて考察してみたい。この時代の定期的な樂の稽古に対する謝礼は、中元・歳暮として年に2回に分けて納められていた。したがって、文均と近陳の日記の関連記事を比較してみたが、残念ながら、中元・歳暮の記録が両者の日記とともにのこっているのは、安政4年の巻のみである。また、この他にも樂器の調整、楽譜の作成、楽会への出仕などで支払われた謝礼についても合わせて記載したが、史料の制約により安政4年の例のみの比較しか行えなかったため必ずしも十分なデータであるとは言えないが、これをまとめた【表-2】によって、両者の収入について比較してみたい³⁰⁾。

-
- 28) 江戸滞在中の記事中には、御朱印改に関する業務以外には、紅葉山楽人と山田兄弟との接触したほか、日光宮の東遊和琴所作人装束の件についての折衝を行い、則察への笙入門者の入門を受け付けた他、氷室社貸付所の鳥居庄司と面談した、伊勢亀山藩石川日向守殿御屋敷内加藤善大夫に面会などの記録があるのみである。この加藤とは「久々に面会」とあり、同人は則察の伊勢方面の弟子と関係する人物である可能性がある。
- 29) ただし、この点については、御朱印改に江戸下向した過去の事例と比較する必要もある。とはいっても時代はさかのぼるが、宝暦年間に、四天王寺と身分支配の件で争論になったために、江戸の寺社奉行のもとに出頭した林廣基らが、江戸滞在中に、紅葉山楽人の子弟を稽古したり、紅葉山楽人の仲介により武家の舞楽演奏に関与したり、笙や右舞入門を受け付けたりしていることと比較しても、全く奏楽活動に関与していない状況には違和感があることは否めない。やはり、江戸下向の理由よりも、門弟教授権の問題を考えるべきなのである。
- 30) 【表-2】の近陳の項に記載される櫛笥殿であるが、現存する日記で見る範囲では、近陳と櫛笥殿とは樂の稽古を通じての交流はなかったが、櫛笥殿へは近陳からは毎年の「舞御覽」の目録が届けられていた。「近陳日記」によると、近陳は、妙法院宮、一乗院宮、綾小路殿、萩原殿、櫛笥殿へ舞御覽役付を献上し、則察からは五摶家、聖護院宮、徳大寺殿、廣橋殿、正親町殿、所司代にこれを献上していた。なお、近陳の父近信は、知恩院宮へ役付を献上していたが、その没後、近陳がこれを引き継いだ様子はない。おそらく、近信は、近陳の知恩院への御館入を願い出でていなかつたか、願い出る立場にならなかつたのではないだろうか。そのために、近信の没後、近陳家は、知恩院宮との交流が絶えるが、その後、「近陳日記」嘉永4年11月6日条には、「知恩院宮様御館入、東儀季誕朝臣より被仰候旨被申達、近々御樂御催ニ付夫迄ニ御内意御請ニ參殿可致旨被申聞、仍今日參殿ス」とあり、東儀季誕が近陳の知恩院宮家御館入の仲介者となることで、交流関係を復活させようとしていたことが分かる。しかし、その後この御館入の件がどうなったのかは、「近陳日記」には関連する記載がなく不明である。また、文均は、宮家・公家に舞御覽役付を届けることはなかつたが、素人弟子たちには必要に応じて配布していた。このような役付の配布先も、それぞれの樂人の交流関係を反映するものとなっていたといえよう。

【表-2】文均と近陳の三方楽所としての公務以外の活動に基づく収入（安政4年分）

文均	近陳
〔不定期な収入〕	〔不定期な収入〕
1.11 昨十日夕方より下社中稽古始、金 100 歪社中より、本龍寺年玉 = 金 100 歪	5.20 三條内大臣御拝賀御取持為御会釈金 100 歪
1.28 極楽寺巍海入門式金 200 歪、銀一両	7.10 小森喜八郎より則察へ金 50 歪被賜之依 25 歪宛分配
5.2 江州誓海寺入來、金一朱至來	〔中元祝儀〕
5.10 本法寺本養院稽古入來、銀一両至來ス	萩原殿より 200 歪、廣橋殿より 50 歪
5.28 福田より祝儀金 100 歪至來	正親町殿より 200 歪、櫛笥殿より 50 歪
5.30 極楽寺巍海より祝儀金 200 歪	伏見宮より銀三両、
7.12 田中より銀 1 枚、肴料金 200 歪	今出川殿御祝儀鳥目 300 銅（安倍家より）
11.3 遠藤安右衛門入門式 200 歪	三條殿より 100 歪
〔中元祝儀〕	石井殿より鯖
福田、光圓寺、田中、巍海より 100 歪ツツ	青蓮院宮より 100 歪
堀川筑州、春野より金 50 歪ツツ	青蓮院宮御数楽御会釈、銀 6 匄 7 分 2 厘 2 毛
神田より金 75 歪	（安倍家より）
栗田宮より 300 歪、同 200 歪（昨冬御譜面調筆料）	廣橋殿弁才天御奉樂御挨拶、50 歪（安倍家より）
裏辻殿より 100 歪	徳大寺殿天満宮御奉樂御挨拶、銀 2 匄（窪家より）
鳴田より 100 歪、	〔歳暮祝儀〕
〔歳暮祝儀〕	萩原殿より 200 歪、櫛笥殿より 50 歪
座主宮より 500 歪、裏辻殿より 100 歪、	伏見宮、50 歪、今出川殿、鳥目 600 文
本法寺、光圓寺、福田、田中、鳴田より 100 歪ツツ、	（いざれも安倍家より）
堀川、巍海 50 歪	青蓮院宮御数楽御催御会釈（300 歪を 8 名で割ると記載される）
今出川殿・西園寺殿 = 金額記載なし	三條殿より 100 歪
	石井殿より塩小鯛
	正親町殿より 100 歪、銀二両（調料として）
	廣橋殿より 50 歪
合計 金 3,575 歪 + 銀 2 両 + 金 1 朱 + その他	合計 金 1,462.5 歪 + 銀 5 両 + 銀 8 匄 7 分 2 厘 2 毛 + 鳥目 300 銅・600 文 + その他

【表-2】にまとめた文均と近陳の収入の合計を金に換算してまとめると、概算で、文均には8両4分余り、近陳には4両2分余りの収入があったことになり、文均が公務以外の弟子の指導による活動によって得た収入は、近陳のそれのほぼ倍ということになる。もっとも、文均の場合は、弟子の指導によって得る収入金額は、その年によって変化があるが、近陳の場合は、いわゆる「素人弟子」をとることがなかったわけであるから、さほど変動はなかったと思われる。このように、多少の変動の幅があったとはいえ、両者の収入の差は小さいものであったとはいえない。かつ、近陳の弟で辻家本家を相続した則察の場合は、文均同様に「素人弟子」をとることが可能であり、かつ、公家の稽古にも近陳同様に関わっていたのであるから、文均と近陳の収入の合算に近い収入があった可能性もある。となると、本家を相続した則察は、実兄である近陳よりはるかに多い収入を得ていたことになろう。

このように、東儀文均と辻近陳の日記を比較することで、同じ時期に京都に在住していた三方楽所楽人であっても、門弟教授権の有無によって、その生活のあり方および稽古およびこれに関連する活動による収入に大きな違いがあったことが明らかになった。日々の記録をかなり詳細にのこしている東儀文均の日記『樂所日記』は、江戸時代の三方楽所楽人の生活実態を知

る上では貴重な史料ではあるが、そこに記された生活のありようが、当時の三方楽所楽人の全員に共通して見られるものではなかったことが明らかとなったのである³¹⁾。

31) たとえば、文均は、楽の指導を通じて懇意になった山本梅逸・梅屋に入門し画を学んだ。その成果は、後に、嘉永7年の京都大火で焼失した在京天王寺方楽家が所持していた「大華公御影」の代わりとなる画像として、在天楽家の東儀俊寿が所持していた御影を文均が模写して一同に寄付したということに示されている。大華公とは、秦河勝のこと、天王寺方楽家は、自らを秦河勝の一族の末裔と称していたために、この河勝を祀る「大花講」を定期的に開催しており、その際の信仰の対象として不可欠であった画像を文均自らが描いたのである。さらに、文均は、楽所楽人としての任務にも必要な「衣文道」を高倉家において学ぶなど、稽古事に熱心であった。一方の近陳の日記には、このような趣味に関する記載はない。おそらく、「素人弟子」との交流の有無が、このような楽に直接関係の無い世界との関係の有無という違いを生み出していたのであろう。

【表-3】『楽所日記』・「近陳日記」の嘉永4年・安政4年の1月から4月までの記載事項の比較

	近陳	嘉永4(1851)年	安政4(1857)年	文均	嘉永4年	安政4年
1月						
1.1	吹始【双調音取胡歌酒破、武德樂】、舞始【万歳樂、賀殿、予、萬忠、則察等奏之】、年礼回勧、 節会參勤	吹始【双調音取胡歌酒破、武德樂】、舞始【万歳樂、賀殿、予、則察、西納曾利】、書始、西納曾利、文言】、書始、裏江大夫殿年始御出、近範等ニテ奏之】、回礼、 節会參勤	吹始【双調音取胡歌酒破、武德樂】、舞始【振鉦、延喜樂】、書始、西納曾利、文言】、書始、裏江大夫殿年始御出、近範等ニテ奏之】、回礼、 節会參勤	吹始【平調音取、五常樂、太平樂急、慶徳】、舞始【振鉦、予、延喜樂、予、文言】、書始、西納曾利、文言】、書始、裏江大夫殿年始御出、近範等ニテ奏之】、回礼、 節会參勤	吹始【平調音取、五常樂、太平樂急、慶徳】、舞始【振鉦、予、延喜樂、予、文言】、書始、西納曾利、文言】、書始、裏江大夫殿年始御出、近範等ニテ奏之】、回礼、 節会參勤	吹始【平調音取、五常樂、太平樂急、慶徳】、舞始【振鉦、予、延喜樂、予、文言】、書始、西納曾利、文言】、書始、裏江大夫殿年始御出、近範等ニテ奏之】、回礼、 節会參勤
1.2						
1.3						
1.4	伏見宮様昼後參歎、御對面、景典、季資、廣輔、近陳、季光、景繁【平調調子、万歳樂、三台鹽、五常樂残樂、陪臯、慶徳】	近衛左大臣御拝賀為祝悦參殿、伏見宮參殿御對面、御楽【平調調子、万歳樂、三台鹽急、五常樂急残樂、陪臯、郢曲】景典、季資、久住、近陳、季熙、則察、季愛、景順	近衛左大臣御別殿年始參上、聖護院宮様御對面參殿	年礼回勧、四社殿へ参上、	年礼回勧、四社殿へ参上、	年礼回勧、四社殿へ参上、
1.5	聖護院宮様御對面、近陳、則察 * 佐々木 ?	聖護院宮様御對面、近陳、則察 佐々木能登守方へ立寄、予、則察、近範 青蓮院宮參殿、知恩院宮、妙法院宮 廣輪殿弁才天御奉奏樂御拝賀金五拾疋予、近範へ安倍家より被達	聖護院宮様御對面參殿	德大寺殿御別殿年始參上、 聖護院宮へ上ル、如例長吏宮御對面之事、 嶋田へ年礼稽古参	德大寺殿御別殿年始參上、 聖護院宮へ上ル、如例長吏宮御對面之事、 嶋田へ年礼稽古参	德大寺殿御別殿年始參上、 聖護院宮へ上ル、如例長吏宮御對面之事、 嶋田へ年礼稽古参
1.6				年礼回勧	下辺年礼回勧、田中ニ而祝酒飯被呼候事	下辺年礼回勧、田中ニ而祝酒飯被呼候事
1.7	白馬節会 參勤	白馬節会 參勤	白馬節会 參勤	聖護院宮年礼	節会參勤	節会參勤
1.8	近衛様御對面、近陳、則察	近衛様御對面、予、則察、近範 (膳所重根より叔母死亡の知らせがある)	近衛様御對面、予、則察、近範 (膳所重根より叔母死亡の知らせがある)	午後山本氏稽古始、河州、勢州、文均同道 二面参、水鳴出席【平調五曲合奏】	星後年礼回勧 嶋田へ稽古参	星後年礼回勧 嶋田へ稽古参
1.9	一方稽古始、好古亭へ出席 徳大寺殿天滿宮、昨年御奏樂御挨拶銀到来 三河光張より被達ル	陽明様參殿、右有公御對面	陽明様參殿、右有公御對面	陽明様參殿、右有公御對面	陽明様參殿、右有公御對面	陽明様參殿、右有公御對面

1.10	一條様御対面、近陳、則察	桃華御殿參殿若御所様御対面、上御所女御様、女院様、年礼	徳大寺殿へ参殿、少将殿御対面
1.11	鷹司様御対面参殿、近陳、則察 綾小路殿より巖末御祝儀金五拾疋被下之、 但シ延引之断御断也 妙法院宮御対面昼後、近陳、則察、参殿入	西坊宰相入来、白銀巻封年玉至来 鷹司様へ参殿、内府公御対面、 鳴田稽古入来	鷹司殿へ参殿、内府公若御所御対面、栗田座主官へ参殿 昨日夕方より下社中稽古始
1.12			星後、鳴田へ稽古参
1.13		三州西尾へ書状、尾附淨信寺へ返書	
1.14		因幡堂西坊へ如例会始出席、好学、文靜、 如雄、文均、余社中出席【平調五曲合奏】 下辻社中各出席	因幡堂西坊樂会始参、好学、文運、文靜、予、 九中村周達樂会始参、各出席
1.15	装束出 二付辰刻官車へ、予、則察出仕入	舞御覽裝束出御文車へ出勤 石州亭舞合セ出席	西園寺殿妙音天奏樂參殿、一越調五曲、予、 文靜、黃守、景順 官庫装束出席、各出席
1.16	広橋殿并才天御奏楽【則賢が代理で参加、 六だし、狩衣は貸す】 内習礼於宅相催入 踏歌節会参勤入	廣橋殿并才天御奏楽両人代入、景順相頼 西四社殿參役付衣文參殿	午後鳴田稽古参、 例刻節会出席
1.17	習礼於宅昼後相催入、東方季良朝臣、忠克 等入来【一方より金百疋、京方より金百疋 祝至来】		夕方より林石州亭習礼出席
1.18	舞御覽役付を妙法院宮、一乗院宮、綾小路 殿、萩原殿、柳筍殿へ進上 五撰家方、聖護院宮、徳大寺殿、広橋殿、 正親町殿へ進上	役付之儀引籠中二付不致進献、但御申出之 御方へへ差上、正親町殿左右、北小路左近 将監殿左右	一方習礼林石州亭各出席 一方習礼林石州亭各出席
1.19	舞御覽		舞御覽

120	正親町殿、縁小路殿より挨拶あり	羽州、和州中飯相招、駿州等出店、 夕方より幕房、幕房相招	星後鷗田へ稽古参
121	一乘院宮様へ御機嫌伺いに参殿、萬房同道、 文均参殿中二付御染御催二付御人数二被仰 付候得共装束納二付御断申上 官車へ出仕、則察壬辰刻後出仕	一乘院宮御上洛付御機嫌同参殿、御対面【平 調二曲合奏】、幕房参殿被致	官車装束納出勤、各出席
122	一乘院宮より被召、星後御里坊へ参殿又、 縁小路有長卿、同後賢卿御出、好古、文均、 季資、近陳【平調音取、三台急、春揚柳、林歌、 陪膳、郢曲、慶應】 百万遍へ則察参ス	午後、一乘院宮御里坊へ参上、縁小路殿御 父子御参殿 【平調、春揚柳（近陳、文均、官）、三台急（近 陳、有長卿、官）、林歌（近陳、後賢卿、好古）、 催馬樂更衣（近陳、季資、好古）、陪膳（近陳、 季資、好古）、郢曲東岸（近陳、文均、好古）、 鶴徳（近陳、後賢卿、官）】	午後早々、栗田宮御本坊へ参殿、御稽古始、 【平調音取、万歳楽、五常樂急、春揚柳、輪鼓、 郢曲東岸西岸二反、鶴徳、催馬樂伊勢海】、 座主宮、縁小路按察前中納言卿、同侍從朝 臣、景典、予、季資、
123	百万遍へ参ス、好学、近陳、行業、 萩原殿ヨリ引籠中為御尋湯葉卅被下之 光報		鷗田へ稽古参
124	百万遍へ、真節、近陳、光張、則察等参ス		夕方より田中宅へ稽古参、各集会
125	一乘院宮様より被招、朝飯後御里坊へ参殿 ス（聖護院宮様より御笙御拌借につき、謂 整を依頼され、「御前にて相調差上ル」と ある） 百万遍へ好文、好学、光張、則察	午後、西坊へ稽古参る	星後鷗田へ稽古参
126	一乘院宮様へ御暇乞に参殿 日光宮様へ年始狀、御里坊へ差し出す		星後、鷗岳堂樂会南薰樂二而催有之、好古、 近濟、廣號、文均、好学、廣輔、真節、文靜、 廣金、如雄、奥村、水鳴、中村出席【平調五曲】
127			午後、高皇式部宅樂会、忠以、廣號、文均、 好学、廣輔、文靜、廣金、岩坊、藤重、奥 村出席【菅越五曲合奏】

1.28		(今日忌闇、三人共出仕)	一乗院宮明廿九日御帰南付、御機嫌窺參殿 御対面之事	昼後鳴田稽古參、極楽寺巍海入門
			一乗院宮より過日御挨拶白銀一両、安倍因 州より被達候事	
129	春日講、於好古亭 晦日	日光宮様御里坊へ參殿	午後、西坊へ稽古參る	
2月			西尾より年始状など	
21				(四辻殿の春日參詣に衣文担当として付き 添う)
22		伏見宮様御楽屋後參殿【壹越調十天樂、賀 殿急、酒胡子殘樂、陵王、新羅陵王急】景典、 近陳、光張、季熙、廣守、則察、景順		
23	春日講、於近敦寧 一乗院宮より御上京中御里坊へ參殿為御會 御銀毫両戴ス		一乗院宮御里坊へ筝御爪出来付差出、並三 好氏へ略爪二具差出候事、御留守居中沼左 京落手之事 広隆寺大華公奏樂出勤	(奈良より帰宅)
24				夕方より田中へ稽古參、各出席
25	上近興亭稽古始二付、昼後參ス、出席、好古、 近教、好文、近興、近濟、則賢、好学、近直、 真節、近陳、行業、光張、則察、乙葉淡路 守上京中に付き參上			太子謹、予不參 昼後鳴田へ稽古參
26				神田喜作、稽古入来
27	甲子大黒天奏樂、予、則察 稽古始相催屋後、則賢、好学、近直、真節、 行業、光張、季順、乙葉淡路守等入來			(この日、体調不良の記載あり)
28				
29	一乗院宮より御笙調料金二百五十疋頂戴ス			
21.0				

2.11	日野西殿參殿、東遊舞稽古也	午後山本氏へ參、河州、勢州同道、岩坊、 水嶋出席【教曲合奏】、東本願寺學侶講師 越後香樹院聽聞
2.12	土山安芸守年始祝酒被招、近陳、則察、近 範參入	參州漸家、濃州吉田へ手紙差下久事 山本梅屋、昨日為接移肴料金百疋至來
2.13		喜作、久來
2.14	安倍季良朝臣稽古始三付被招、朝飯後參入、 季良、廣就、則賢、文均、好学、忠寿、廣輔、 真節、文靜、近陳、節文、季光、忠克、季順、 季資、景繁、季愛	安倍季良亭稽古始出萬、季良、廣就、則賢、 文均、好学、忠寿、廣輔、真節、文靜、近陳、 節文、季光、忠克、季順、季資、景繁、季愛、 午後、西坊稽古參各出席、尾州淨信寺へ書 状差下、 播州廣瀬山縂代旅宿見舞參
2.15		喜作、久來
2.16	庄橋殿弁才天御奏樂朝飯後參入、季良、季資、 好学、近陳、【反調、入破、胡飲酒破、武德樂】	(風邪追々快氣) 廣橋殿弁才天御奏樂則賢宿弥～今月、來月 兩管共願置
2.17	重松勲光朝臣より御使、東遊稽古之儀御願 也	高畠式部宅樂会參
2.18		濃州高須吉田へ臼嶋返書など 鷗田へ稽古參ル事
2.19	北小路左近特監殿、東遊稽古に御出 倉橋左馬頭殿、東遊稽古、則察參入	喜作、久來 尾州恒川へ舌拾枚、森本へ舌三枚差下久事
2.20	綾小路殿二而東遊舞合二付辰刻後參入	午後西坊へ稽古參
2.21		鷗田稽古久來
2.22		四天王寺聖靈会、文言同伴 聖德太子奏樂屋後奉楽【黃鐘調音取、桃李 花、青海波、十翠樂殘吹】、好学、近直、真節、 近陳、行業、光張、則察、近範、高節 六角堂聖德太子尊奏樂奉納参、下迎社中出 席、八坂聖德太子尊へ各同道二而奏樂奉納 参、聖德太子尊へ平調三曲奉納（文均、四 天王寺聖靈会に不参のため）

223	倉橋殿へ東遊稽古ニ参ス			星後、二舍利中院樂会參、神田喜作取持参ル事
224				
225	聖廟奏楽光乘坊より被願候旨、安倍より此間申来ル、依申刻前より参、季良、景典、季資、芳菲、頃益、樂急、仙遊霞、輪舞御脱、長慶子1、近陳、光張、季順、各々狩衣持参着用	聖廟奏楽光乘坊より被催【太食調子、蕉	昨星後大宮奥村氏樂会參	(京都へ帰宅)
226	倉橋殿へ稽古参ス、北小路左近将監殿、星後稽古に御出、	忠以、近陳、光張、時縪、景順	鳴田へ水嶋同道二面稽古参	
227	縁小路殿二面東遊稽古二付朝飯後参ス 聖廟奏楽挨拶神饌並饌料之割五百世文	雷小路殿へ朝飯後東遊稽古ニ参ス 伏見院御樂二付星後參殿ス、聖麗院宮御出御馳走二御樂御催也、季良、景典、季資、忠寿、廣輔、近陳、季光、景繁、久嘉、季愛【平調調子、廿州、合歡唄、舞立二万歳樂、延喜樂、陵王、納曾利、長慶子1、御会祝一同へ金式百疋兆代也		喜作、入来
228	伏見宮より昨日御会祝金之割三百十七文、 安倍家より被達	萩原殿へ稽古に星後参ス	午後西坊へ稽古參、各出席	尾州安淨寺、恒川より手紙 星後、鳴田へ稽古参ル事
229				午後西坊へ稽古參
230				備前岸本右馬之丞より返書
3月				星後鳴田へ稽古參
31				尾州津島堀田浅太郎より大曲推伝謝儀
32				星後、座主宮御機謙同參殿、御对面、一越調賀殿破、急、武徳樂、御合奏
33				
34	持明院殿二面東遊舞合二付朝飯後参ス		星後西坊へ稽古參	午後田中へ稽古參、各出席
35				夕方より鳴田稽古参ル事

36	安倍故季康朝臣五十回忌參樂、俄二笙無人 二相成昨日季良朝臣より被頬轉、依而已刻剪 より参ス、季良、季隨、景典、季賀、忠寿、 廣輔、近陳、季光、景繁、廣金、季愛	午後水鴨同道二而鳴田へ稽古参ル事	
37	日光樂人より年始狀、片岡織部、柳田將曹、 三条殿へ參上、町尻殿、豊岡殿御出【盤渉調、 蕉合急、輪台、青海波、白柱、千秋樂】 上松求馬	今出川殿へ參殿、一越調七曲、実順卿御獨 彈、予独吹、 夕方裏江殿へ參殿、大夫殿、政九殿、一越 七曲御合奏之事	
38		本願寺へ出席、鳴田へ稽古参、各出席	
39	萩原殿へ稽古に昼後参ス、【双調鳥破急、 四社殿樂始】同管乙 北庭樂】	午後西坊へ稽古参	本願寺へ予代勤文言 四社殿御樂始参殿
3.10	五社殿へ東遊稽古十二昼夜後参ス		教職院稽古人來
3.11	六孫王權現九百年御神祭		六孫王權現九百年御神祭舞樂大曼荼羅供出 仕
3.12	日野西殿より御使、比度石清水臨時祭舞人、 裏松左兵衛佐俄二御斷二付參勤被仰付、右 二付東遊御入門之儀御頬也、除日無之申刻 後参ス	広隆寺へ如例出席	本願寺へ出仕
3.13	日野西殿へ東遊稽古二参ス 日野西殿へ早朝二東遊稽古二参ス	臨時祭舞合持明院殿ニテ被催朝飯後、則察 参入	午後鳴田へ稽古参ル事 午後、座主宮御里坊へ參殿、一越五曲御合
3.14	臨時祭表東出二付辰刻比二官庫へ予、則察 等出仕ス 聖護院宮御笙調直シ被仰付二付量後參殿	百万遍善導大師附樂、窪家ヨリ相催、好古、 好文、近興、近洛、近後、好学、近陳、光張、 近範、高節、近熙 百万遍善導大師附樂、窪家より被頬呈前二 参ス、近敦、好文、近習、近洛、近後、好学、 近陳、光張	奏、朝今出川殿へ參殿、平調七曲御琵琶御 相手

3.15	日野西殿へ稽古早朝参 綾小路殿に而東遊稽古二付参 四社殿樂始、則賢参入、狩衣持參着用、綾小路殿、葉室殿御出、季良、季隨、好古、近敦、季延、近俊、廣謙、忠愛、文均、忠寿、廣篤、真節、季光、廣金、久嘉、則察、昌福【平調調子、万歳樂、五常樂、五常樂、三台急殘樂、陪膳、慶徳】 慶應】	午後四社殿樂始参殿 五聖樂、三台急殘樂、陪膳、慶徳】 午後鳴田へ稽古参	西園寺殿妙音天奉納參上、双調五曲、予、文靜、行业、高节 午後鳴田へ稽古参
3.16	広橋殿弁才天御奏樂辰刻後参入、季良、好 学、近慎、季愛【黄鑑調音取、青海波、西王樂、 千秋樂】 聖護院宮様へ昇後参殿、御笙持參入	正親町殿樂古始昇後参入、豊岡三位殿、町 尻大宰大吉殿、大宮三位殿、綾小路侍従殿、 葉室辨殿、裏辻大夫殿御出、季延、真節、 近慎、行業、則察、季芳、近範	星後水鳴同道二而鳴田へ稽古参 裏辻殿御稽古参殿
3.17	持明院殿二而東遊舞合二付参 聖護院宮様へ昇後参殿、御笙持參入	青蓮院宮様御里坊参殿、御笙拝見入、文 均参殿二付臺越調鳥破、彌踏御吹合、予八 早出 萩原殿へ参入、御額始御目録五曲御同管入	今出川殿へ御樂御稽古参殿、予、文靜 午後、座主宮へ参殿、一越五曲御合奏
3.18	臨時祭	臨時祭	今出川殿御樂御稽古参殿、予、文靜
3.19	臨時祭	今出川殿参入、豊岡三位殿、三条侍従殿 御出、文均、好学、近直、真節、近慎、 則察、御樂始御目録御稽古也	今出川殿御樂御稽古参殿、御目録御樂始 通、等豊岡三位隨資卿、琵琶美頭卿、簞篋 三条少将実美朝臣、予、好学、真節、近直、 文靜、近慎、則察 午後、西坊へ稽古参、各出席
3.20	御樂始	東本願寺殿法事習礼二付、則察代二予参上、 近後、近慎、近範也 三条殿へ朝飯後、伏見宮様昇殿後、則察参 上	栗田宮御本坊へ午後参殿、御庭糸桜盛付御 花見平調三曲御合奏

321	鷹司様御渠、阿州御出二付御馳走二舞束御 催二付参殿可致旨也、星前予、則察、麻上下二而参殿、狩衣持參、舞人狩衣着用、管方麻上下、文静、近陣、好学、文均、廣簾、廣金、則察、季隨、近習、忠以、好文、近淳、忠誠、季良、近敦、光張 【振鉦（文静・近陳）、万歳集（近陈好学）、延喜樂（文均、文静）、陵王（好学）、納曾利（文均、文静）、退出長慶子】、一同～御会貲金千疋頂戴ス 午後、御用会 日野殿より御使、臨時祭無滞被為済二付 為御挨拶被下也	興正寺開山聖人御遠忌御法会二付 徳成寺 △参集	鷹司様 ～松平阿波守殿參殿被致候付臨期 舞樂御置付午朝迄參集、舞人狩衣着用、余麻上下着用、午刻參殿、以下、同左> 田中～稽古参、各出席、予止宿	西中筋北小路下ル町 懸淨寺～出席 付渠
322	鷹司様御会貲分配金式朱卜式百九文宛（両人分）好学より被達ル 臨時祭裝束納二付辰刻後官庫～出仕ス 正親町侍従殿明日御元服二付、前日御取持 二昼夜後々則察參上ス	徳成寺～参集		懸淨寺～出席
323	正親町殿御元服御取持正卯刻より、近陳、御渠始 則察、麻上下二而參上、狩衣着用（他に）、季賀、近陣、行業、季熙、則察	徳成寺～参集		終中御渠始
324		徳成寺～参集	午後西坊～稽古参	御用会出席 粟田宮御里坊～參殿、平調七曲御合奏 裏辻殿～參殿、
325		徳成寺～参集		興聖寺～出席法要付渠 帰路極樂寺庭前花盛付渠会参、各出席
326			星後、鳴田氏～水鷲同道二而稽古参ル事	午後、鳴田～稽古参ル事
327	興正寺殿御法要、徳成寺～参集			興聖寺～出席法要付渠 福田～稽古参、止宿

328	四辻殿數樂二付卯半刻參入、季誕、季資、季資、 忠春、廣篤、眞節、近廉、行业、季光、久嘉、 星后、正亲町殿、叶室殿御出【壹越调、承 利乐、质殿急、颶踏、入破、酒青司、平调、 甘州、皇鑿急、陪鑿、王昭君、扶南、及调、 春庭乐、柳花苑、胡饮酒破、陵王、武德乐、 黄钟调、喜春乐、海青乐、十翼乐、西王乐破、 千秋乐、盘涉调、蘊合急、轮台、青海波、 蘊蔓者破、越殿乐、太食调、朝小子、倾盆 乐急、拔头、合徵、盐、长庆子】	徳成寺へ參集	興聖寺殿へ出席法要付樂
329	春日講	興正寺殿御会懇季良朝臣、則察ヨリ回状二 而至来	興聖寺殿より謝能、 夜、嫗海子、田中稽古入来
4月			
4.1	萩原殿より御使、比間為御取持參上御 拵拶金百疋被下也	午後山本氏へ稽古參、水嶋出席	
4.2	賀箋祭御下行米支配之事、則察同斯	東本願寺門成就院殿十七回忌初日中御法会	星後、座主宮御稽古御里坊へ參殿 夕方より裏辻殿御父子御稽古參殿
4.3	葉室殿數樂二付參入、正房御、實德御、俊 賢卿、實萬朝臣御出、則賢、季資、近陳、行業、 季賢【平調音取、甘州、勇勝急、輪鼓揮脫 季芳【壹越調、鳥破、急、酒胡子、陵王、 新羅陵王】	正親町殿へ參入、町尻大宰大主殿、豊岡三 賢卿、實萬朝臣御出、則賢、季資、近陳、行業、 季賢【平調音取、甘州、勇勝急、輪鼓揮脫 季芳【壹越調、鳥破、急、酒胡子、陵王、 新羅陵王】	東本願寺法要付樂、河州名代出席 堀路、福田へ稽古參
4.4		東本願寺殿へ參集	東本願寺法要付樂、河州名代出席 堀路、福田へ稽古參
4.5		舞頭近直ヨリ差紙至来、賀茂祭御下行米支 配之事	堀川筑州、神田喜作、稽古入来 夕方より本法寺本養院へ稽古參、寺内各出 席
46		東本願寺法会	星後鳴田へ稽古參ル事
		長州社家より年始書面	

4.7	今出川殿朝飯後參ス、季資、好学、文靜、近頃 〔平調、甘州、春鴨楊柳、扶南殘樂、遷城樂、慶徳〕	午後鳴田へ稽古參	
4.8	甲子大黒天奉榮	星後西坊へ稽古參	星後西坊へ稽古參、各出席
4.9			栗田宮御里坊へ參殿、座主宮御稽古、三条 少将殿御出付、平調五曲御合奏
4.10	賀茂祭當番、奥好学江代勤之様相頤置		星後本法寺中教藏院へ山内稽古合奏參、 予、河州、勢州
4.11	賀茂祭裝束出二付辰刻官軍へ近陳、則察出 仕	青蓮院宮桂御殿被為成候ニ付被召、則察、 山本氏へ稽古參 御里坊へ參殿ス	栗田宮御里坊へ參殿、御對面後〔桂宮御別殿 へ則察、予、御供（船樂、合奏などあり） 裏社殿御親子尾稽古參殿之事 (御蔭祭參役者の衣文に出勤) 午後、鳴田へ稽古參ル事
4.12		御蔭祭、豊家之代勤被願今朝より則察神事入	
4.13		（則察、御蔭祭參勤、近陳、參詣して、近 範門弟上州留守居小森喜ノ郎が森茶屋にて 休息するところへ近陳、近範が招かれる）	
4.14	賀茂祭舞合	御蔭祭付、山井豫州、景繁丈、両人衣文參 午後西坊へ稽古參	夕方より光園寺へ合奏会參、各出席
4.15	賀茂祭東遊習礼於宅、星後相催	葛房丈、上京入來之事 午後、高皇氏稽古參ル事	
4.16	廣橋豊才天御奏樂、則賢相頤也	賀茂祭、三人共後見出仕 廣橋豊才天御奉奏笙箇廣就宿祢、笛絃玄丈 頤也 八幡、豊家代笙差支、予被頤	星後、鳴田氏へ稽古參ル事、葛忠丈上京入 來土產至來 賀茂祭如例
4.17	賀茂祭參勤	八幡出仕 (文均、下鶴・上賀茂社へ「衣文參」)	朝、鳴田へ參、 星後、座主宮へ葛忠（14日に上京）、予被召、 數曲御合奏、 夜、裏社殿親子御稽古參殿之事
4.18		(葛忠、青蓮院宮御里坊へ呼ばれたため、 同人より近頃家での宿泊を依頼される)	星後、鳴田へ稽古參ル事
4.19		山井豫州より被相頤候八十八曲笛版名譜出 来付為持遣ス事	星後、西坊へ稽古參、各出席

4.20	装束納二付朝飯後、予、則察、官庫へ出仕 ス	賀茂祭装束納 近陳宅稽古始【平調取、万歳榮、勇勝急、三台塙、陪盤、慶徳】、好学、近直、真節、行業、光張、友秋、高節	午後、座主宮へ萬忠、予、両人参殿数曲御合奏
4.21		(萬忠出立)	西坊弟子左近、今日傳道付非時被呼候事、午後各出席稽古之事
4.22	江戸多出羽介より則察へ室入門之儀願来ル也 祝儀金百疋至来仍譜面差出ス【廣範の仲介】	御用会	朝、私宅稽古、平調七曲合奏、各入来、明日御用会御目録等也 喜作、稽古入来
4.23	萩原殿へ星後参ス、好学、近直、近陳、【又調、春庭榮、柳花苑、胡飴酒破、北庭榮、新羅陵王急】	山本氏へ参、稽古之事	太子謹、予不參 裏辻殿御親子尾稽古参殿
4.24			尾州淨信寺、濃州新家へ書状差出、関東古教藏院、稽古入来
4.25	御用会出仕	景典文より衣文為接替白銀壺兩至来、午後西坊稽古参	堀川筑州、神田喜作、稽古入来 星後、極楽寺鑿海宅へ稽古参ル事
4.26		午刻【御用会】辻殿参上	尾州名護屋安淨寺より筆簾一人入門申来、並二土州、勢州、時鄰へも入門有之、恒川より横笛一管、書状
4.27			午後、座主宮へ参殿、御唱歌御稽古 喜作、入来、午後、土州同道鳴田稽古参、今朝稽古、及調五曲、各入来
4.28	今出川殿御合奏始二付辰刻参上、狩衣着用、貴施朝臣御出、季良、季賀、好学、忠寿、文靜、近陳、景繁、則察 平調調子、万歳榮、勇勝急、扶南、遷城榮、慶徳】	午後、山本へ河州、予、稽古参、水嶋出席	夕方より裏辻殿御親子御稽古参殿 午後、極楽寺鑿海宅へ稽古参ル、各出席
4.29			星後、高倉府内宅二面合奏、河州、予参、各出席

Difference in the Social Class of Disciples of *Gagaku* Musicians of the Late Edo Period

—A Comparison of the Journals of Fuminari Togi and Chikatsura Tsuji—

Miho MINAMITANI

As the *gagaku* lover's social stratum expanded further to the wealthy merchant class from the court nobles and the *samurai class*, the fees from their pupils became important income sources added to the annual salary of the court musicians who had the right to take those amateur disciples. The change of their situation as a music teacher of the so-called 'layman disciples' made them spend much time teaching *gagaku* to these common people. The condition of the musicians who did not have the right to give lessons to layman disciples has not been made clear. An examination of journals of the *gagaku* musicians of the time has revealed that there existed differences in the social class among the disciples of court musicians, thus clarifying the diversity in the busyness of their daily lives and a dissimilitude in their income caused by the difference of the social class of their disciples through comparing the journals of the court musicians of the time. This paper compares the condition of Fuminari Togi and Chikatsura Tsuji, the former had the right to take layman disciples and the latter who did not have that right.